

日本のグレース・ピリオドが12か月に延長

2018年5月23日、特許の新規性に関するグレース・ピリオド（発明の新規性喪失の例外期間）を、6か月から12か月に延長する法律案が日本の国会で成立した。改正特許法は、2018年6月9日以降の特許出願に適用される。

このことは、グレース・ピリオドを頼りにする者にとって改善となるが、2017年12月8日以前の開示については、6か月のグレース・ピリオドが依然として適用されることに注意しなければならない。さらに、日本のグレース・ピリオドは、優先権の基礎となる外国出願（例えば、米国特許出願）には適用されず、PCT出願又は日本の国内出願を当該グレース・ピリオドの期間に行わなければならない。

したがって、例えば、発明者が米国で出願前の開示を行い、米国の1年間のグレース・ピリオドに依拠して米国特許出願を行い、その後、1年間のパリ条約の期間内に、日本へ直接、又は後日PCTを経由して日本へ入った場合、日本のグレース・ピリオドは適用されず、日本の特許はその出願前の開示に妨げられるであろう。

また、この改正は、単にグレース・ピリオドの期間を延ばすものであり、日本のグレース・ピリオドを適用するための他の要件は変わっていない。例えば、米国のグレース・ピリオドと異なり、開示に関する「証明する書面」を出願日から（又は日本への国内移行日から）30日以内に提出しなければならない。

意匠法においても、同様の改正が行われた。